

氏名	焦 従 勉 ジャオ ツオン ミイエン
学位(専攻分野)	博士 (人間・環境学)
学位記番号	人博第336号
学位授与の日付	平成18年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	人間・環境学研究科 関連環境学専攻
学位論文題目	日中通商交渉のメカニズム

(主査)
論文調査委員 教授 足立 幸男 教授 間 宮 陽 介 助教授 浅野 耕 太

論 文 内 容 の 要 旨

中国の改革・開放以来日中貿易は急増し、2004年には対香港貿易を含めると日本の対中国輸出入総額は22兆円（1980年の17倍強）を超え、20兆円にとどまった対米貿易を抜いて中国が日本にとっての最大の貿易相手国となった。また、日本企業の中国進出・生産拠点の中国シフトも90年代後半から激増し、今なおその勢いは止まらない。経済的相互依存のこうした拡大と深化にもかかわらず、いやそれ故にこそ、両国の間には近年ますます頻繁に政治的・経済的・文化的「摩擦」が発生し、よりいっそう長期化・深刻化する傾向にある。日中関係はいまや、中国脅威論、中国特需論、政冷経熱論など従来の「単純な」議論枠組みではどうもその実態を捉えきれない、きわめて複雑かつ多面的で流動的な様相を示すようになったのである。本学位申請論文は、2000年以降通商交渉上の争点として両国の間で激しい非難の応酬が見られた四つの具体的事例の分析と考察を通して、日中関係の現在についての、希望的観測やシニシズムによって曇らされることのない醒めた認識を獲得するとともに、その将来を展望しようとしたものであり、序章を含む全7章から構成されている。

序章「日中貿易摩擦研究の意義及び視座」では、その冒頭部分において本論文の鍵概念である「貿易摩擦」を「個別産業における輸出入急増を巡り関係国間で発生する紛争」（狭義の貿易摩擦）のみならず、個別産業における輸出入を大枠で規定する「為替制度、投資ルール、貿易協定などのありようを巡り関係国間で発生する紛争」をも含む広義の概念として用いることを明記した後、日中貿易摩擦の政治的・経済的・制度的要因及び通商交渉一般の促進要因と阻害要因を解明するとともに、両国間の貿易拡大・関係改善を可能にする通商政策のありようを探索する点に、本論文の主要な目的があると述べている。また、貿易摩擦が経済問題であると同時に政治問題でもあるという点に鑑み、政治と経済の相互作用にメスを入れようとする「政治経済学」のアプローチを分析及び叙述のための中心的方法論として採用すること、有効かつ実行可能な問題「解決」策の探索を重視する「デザイン志向の政策分析」を目指すことを宣言している。

続く二つの章は、個別産業における貿易摩擦についての事例研究である。ネギなど農産品3品目に対する暫定的セーフガードの発動を巡る日中間の紛争（事例1）を時系列的に考察した第1章では、中国からの輸入急増の主要な原因が日本の商社による大量の開発輸入にあること、香港経由の輸出入を貿易統計上どう扱うかについての両国の違いが摩擦を必要以上に深刻なものとしたこと、第2章で分析の対象とした中国による鉄鋼セーフガード発動（事例2）を巡る紛争の場合と同様に両国の民間（業界）団体間の協議が妥協成立・摩擦緩和に「政」や「官」以上に大きな役割を演じたことを、論証している。

第3章では人民元切り上げを巡る中国と日米間の紛争（事例3）を取り上げ、人民元切り上げを要求する日米の圧力を内政干渉と断じ徹底抗戦の構えを見せていた中国が人民元の対ドル為替レートを2%切り上げ、上下0.3%の変動範囲を有する事実上の通貨バスケット制への移行に踏み切り、その見返りとして日米が要求をトーンダウンさせ中国の金融制度改革を支援するという妥協が何故また如何にして成立したか、そのメカニズムを分析・叙述している。

第4章では、日中のFTA（Free Trade Agreement:自由貿易協定）交渉が遅々として進まない、その背景を分析している（事例4）。日中両国とも東アジア地域統合を最重要課題の一つとして位置づけ、その実現のためには関係諸国間とりわ

け日中の相互理解と共存が不可欠であることを十分に認識している。にもかかわらず、FTA 交渉は一向に進展していない。その第 1 の原因が両国とも東アジア地域における自国の影響力確保を目指して、ASEAN との関係強化を両国間の関係改善に優先させていること、第 2 の原因は FTA 交渉におけるアジェンダないし獲得目標のズレ（モノの貿易を重視する中国、法制度など投資ルールの整備や知的財産権の保護に関心を示す日本）にあると、指摘している。

以上四つの事例研究を踏まえ第 5 章では、日中通商交渉を研究蓄積豊富な日米通商交渉と対比し、日米間の貿易摩擦が一般に輸出自主規制等日本側の一方的譲歩によって収束したのと対照的に、交渉の結果に重大かつ直接的な利害関係を有する両国の民間（業界）団体が通商交渉に参加しガバナンスの一翼を担ったことで交渉の決裂が回避され得たということ、この点にこそ日中通商交渉の最も重要な特徴と教訓があると指摘している。さらに、為替制度・投資ルール・貿易協定などのありようを巡り関係国間で発生する紛争の処理についても、同様に民間団体（経団連・関経連のような経営者の頂上団体や全国的労働団体など）の貢献を期待し得るのではないかと示唆している。最後に、貿易摩擦の緩和に向けた一連の政策提言を行うこと（第 6 章）で本論文を結んでいる。

論文審査の結果の要旨

対中貿易摩擦を文字通り「解決する」こと、ましてその発生を未然に防ぐことなど、日本にとって望むべくもない。現に火の手が上がっていても、運がよければ自然鎮火することもある。だが、何の消火活動もしないと、やがて火勢はすべてを焼き尽くすほどに猛々しいものになるかもしれない。摩擦をいたづらに長期化させ拡大させることは、日本にとって、そして恐らくは中国にとっても、決して得策ではない。ここに、日中貿易摩擦の政治的・経済的・制度的要因を「政治経済学」の手法を用いて解明し、摩擦に対処するための通商交渉を実り多いものとするための条件及び方策を「デザイン志向の政策分析」によって探求しようとした、本学位申請論文の基本的な問題意識がある。

日中関係一般がそうであるように日中通商関係もまた今日、「中国脅威論」、「中国特需論」、「政冷経熱論」など、巷に流布する従来の「単純な」議論枠組みではもはやその実相をとうてい捉えきることができない、きわめて複雑かつ多面的で流動的な様相を示すようになった。本学位申請論文は、農産品（ネギ、生しいたけ、畳表）及び工業製品（鉄鋼）といったモノの輸出入急増を巡って日中間に発生した、通常の意味での貿易摩擦（事例 1、2）のみならず、為替制度・投資ルール・貿易協定など、モノやカネの国境間移動を大枠で規定する（円滑化するとともに必要最小限の規制を課そうとする）制度枠組みのありようを巡って日中間に発生した紛争（事例 3、4）に対してもまた周到かつ緻密な実証分析を加えている。そしてそのことを通して、21 世紀初頭の今日の時点における日中通商関係の複雑かつ多面的な様相をトータルに把握すること、希望的観測やシニシズムによって曇らされることのない冷徹でバランスある現状認識を提示することに、かなりの程度成功している。この点にこそ、本学位申請論文の最も重要な学問的・社会的貢献がある。

本学位申請論文はまた、事例 1 及び 2 の「モノの輸出入の急増」によって惹き起こされた摩擦と、その沈静化を主要目的として日中間で繰り広げられた通商交渉のプロセスにおいて、日中両国の関係業界諸団体がきわめて重要で建設的な役割を演じたという事実を、日本語、中国語、英語で書かれた豊富な一次資料の精査及び精力的なインタビューを通して明らかにした。そしてその知見をさらに敷衍し、制度枠組みを巡る通商交渉においてもまた民間団体にかなりの寄与を期待できるのではないかと——といっても、およそ制度枠組みは一種の「公共財」であり、それ故如何なる特定業界の団体も交渉の直接的ステークホルダーにはなり得ない以上、交渉促進の役割を期待できるのは経団連や関経連など経営者の頂上団体や産業横断的な全国レベルの労働団体ということになるだろうが——と示唆している。この点に、本学位申請論文の第 2 の学問的・社会的貢献がある。もとより公共政策のデザインと実施はもはや官の占有物でなく、民間企業、業界団体、経営者の頂上団体、労働団体、マスメディア、NPO、NGO、大学など、多種多様な団体や機関もまた公共政策の担い手として、あるときには政府を補完し、またあるときには政府に取って代わって、ガバナンスの一翼を担い公共的役割を果たすことができる。このことが通商交渉・外交交渉という、これまで一般に「官」つまり政府の独壇場であると考えられてきた領域においてさえ当てはまることを実証した、その功績は決して小さくない。

日中の貿易統計上の数値にはしばしば信じがたいほどに大きな乖離がある。たとえば、2000 年度の中国からのネギの輸入量は、日本側の統計では 37,000 トンだが、中国側の統計ではわずか 4,400 トンだという。この乖離のかかなりの部分は実のと

ころ香港経由の貨物を貿易統計上どう扱うかについての両国間の差異に起因するのであるが、このことを指摘した政府関係者や研究者はこれまでほとんどいない。知っているも故意にその事実を隠していたのかもしれない。問題をこじらせ妥協の成立を大幅に遅らせた原因の一つが貿易統計のとり方についての日中のスタンスの違いにあるという事実を明るみに出したということ、この点に、本学位申請論文の第3の学問的・社会的貢献がある。

以上のように、本学位申請論文は、自然と人間の調和的な共生を可能にする新しい科学・技術および社会システムのあり方を探求することを目指して創設された関連環境学専攻共生環境論講座にふさわしい内容を備えたものと言える。

よって本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値のあるものと認める。また、平成18年1月31日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。